

栃木県サイバーパトロール・モニター運用要綱の制定について（例規通達）

（平成17年6月23日）
（栃生環第3号、栃務第19号）

インターネット上に流通する違法情報及び有害情報を効果的に収集し、的確に対応するため、別添のとおり「栃木県サイバーパトロール・モニター運用要綱」を定め、平成17年7月1日から施行し、栃木県サイバーパトロール・モニターの運用を開始することとしたので、事務処理上遺漏なきようにされたい。

別添

栃木県サイバーパトロール・モニター運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、サイバー犯罪対策を効果的に推進するため、栃木県サイバーパトロール・モニター（以下「モニター」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 モニターの委嘱

- 1 生活安全部長は、各署から推薦された者で次に掲げる要件を満たしているものうちから、モニターを委嘱するものとする。
 - (1) 栃木県内に居住又は勤務する20歳以上の者
 - (2) インターネットに関し豊富な経験と知識を有し、現にインターネットを行っている者
 - (3) インターネット犯罪対策に熱意を有し、年間を通じモニターの業務を行える者
 - (4) 人格識見に優れ、社会的信望を有する者
- 2 モニターの委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 3 前1の規定によりモニターを委嘱するときは、「委嘱状」（別記様式第1号）を交付するものとする。

第3 モニターの任務

モニターは、インターネット利用中に、次に掲げるものを認知したときには、速やかに生活安全部サイバー犯罪対策課（以下「サイバー犯罪対策課」という。）に通報するものとする。

- (1) パスワードの売買、悪用等に関する情報
- (2) ハッキング（ネットワークを通じて各種データを改ざんするなどの行為をいう。）等不正攻撃に関する情報
- (3) 銃器、薬物、わいせつ物、偽ブランド商品等の売買等に関する情報
- (4) 売春（児童買春）勧誘、ねずみ講、賭博等に関する情報
- (5) 迷惑メール等業務妨害に関する情報
- (6) 自殺サイトに関する情報
- (7) フィッシングに関する情報

- (8) 犯罪方法の教示や暴力の賛美など少年の健全な育成を害するおそれのある情報
- (9) その他違法及び有害な情報

第4 通報要領

第3の規定により通報するときの要領は、次のとおりとする。

- (1) 通報は、第3に掲げる違法情報及び有害情報を認知した段階で速やかに行うこと。
- (2) 通報は、原則として電子メールで行うこと。
- (3) 通報が電子メールにより難しい場合は、電話等で行うこと。

第5 遵守事項

- 1 モニターは、委嘱期間中及びその後においても、任務に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- 2 モニターは、個人のプライバシーに関する情報及びメールアドレス等の取扱いに慎重を期し、その秘匿については十分配慮するものとする。

第6 モニターの解嘱

生活安全部長は、モニターが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) 第2の1に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5に規定する遵守事項に違反したとき。
- (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障が生じ、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (4) モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

第7 運用上の留意事項

生活安全部サイバー犯罪対策課長は、モニターが他に本来の業務を有している事情を考慮し、その運用に当たっては、モニターと積極的に情報交換を行うなど、緊密な連携の保持に努めなければならない。

第8 通報処理票の作成等

第3の規定による通報については、サイバー犯罪対策課が、「通報処理票」(別記様式第2号)を作成し、事案を主管する所属長に通報するとともに、関係所属間の連絡、調整その他必要な技術的支援を行うものとする。

第9 事務

モニターに関する事務は、サイバー犯罪対策課において処理する。